

酪農経営安定対策

【令和7年度概算決定額（所要額）44,411（43,696）百万円】

<対策のポイント>
加工原料乳（脱脂粉乳・バター等向け、チーズ向け及び生クリーム等の液状乳製品向けの生乳）について生産者補給金を交付するとともに、指定事業者に対し集送乳調整金を交付します。また加工原料乳の取引価格が低落した場合の補填を行います。

<政策目標>
生乳の生産量の増加（728万t〔平成30年度〕→780万t〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

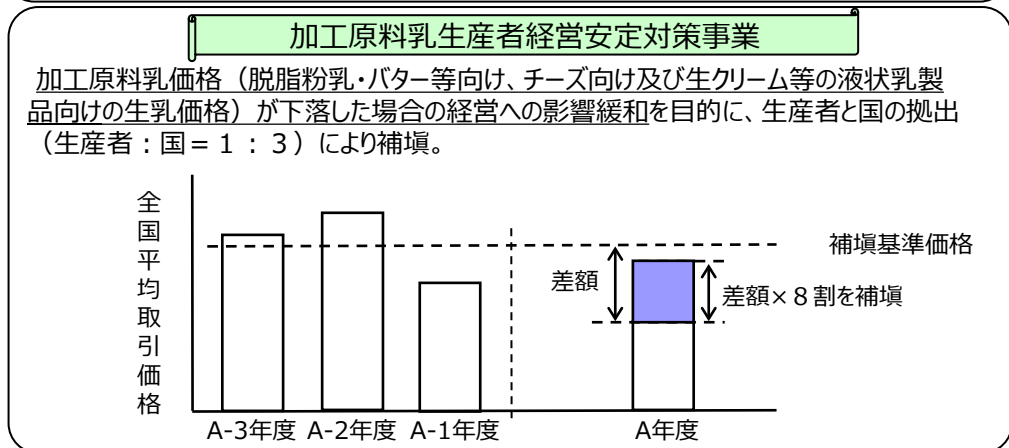
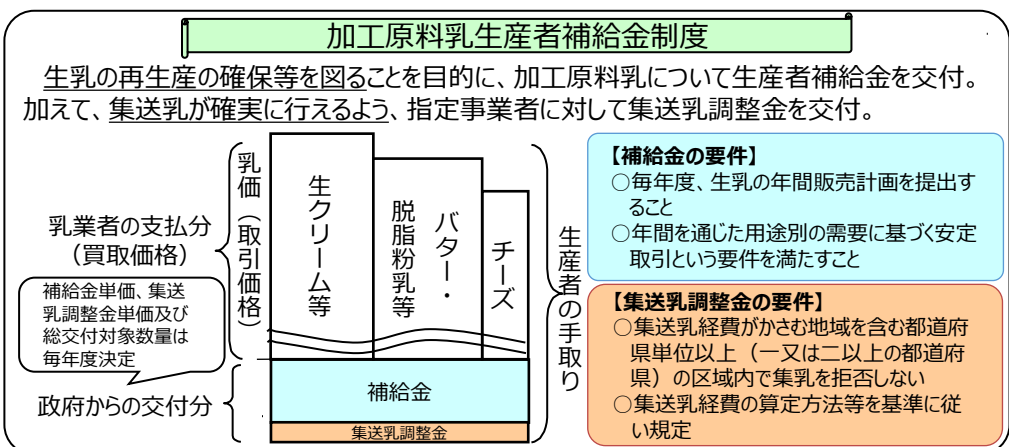
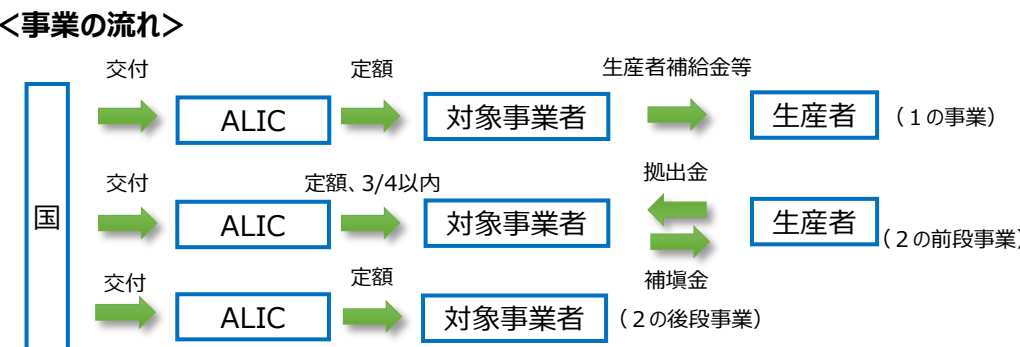
1. 加工原料乳を対象とする生産者補給金等の交付
(所要額) 38,463 (37,748) 百万円

畜産経営の安定に関する法律に基づき、生乳の再生産の確保と全国の酪農経営の安定を図るため、関連対策であるバター・脱脂粉乳需給不均衡及び生乳流通改善緊急事業（1,659百万円）と合わせて加工原料乳について生産者補給金等を交付します。

○ 令和7年度加工原料乳価格関連対策総額（事務費を除く額）	40,044百万円
・ 加工原料乳生産者補給金等	38,415百万円
・ バター・脱脂粉乳需給不均衡及び生乳流通改善緊急事業（ALIC事業）	1,629百万円

2. 加工原料乳の取引価格が低落した場合の補填
(所要額) 5,948 (5,948) 百万円

加工原料乳の取引価格が補填基準価格（過去3年間の取引価格の平均）を下回った場合に、生産者に補填金（低落分の8割）を交付する事業を引き続き実施するとともに、経営安定機能の強化を図るための事業機能の拡充の検討に要する経費を支援します。



【お問い合わせ先】 畜産局牛乳乳製品課（03-3502-5987）